

## 南相馬市条例第 号

(仮称) ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例 (素案)

## 前文

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とうたわれている 1948 年の「世界人権宣言」において、基本的人権尊重の原則が定められています。

1965 年「人種差別撤廃条約」では、あらゆる形態及び表現における人種差別を全世界から撤廃すること、1979 年「女子差別撤廃条約」では、女子に対するあらゆる形態での差別を撤廃すること、1989 年「児童の権利条約」では、子どもが一人の人間として基本的人権を所有し、行使する権利を保障すること、2006 年「障害者権利条約」では、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とするなど、基本的人権の保護促進のため国際的な取組が進められてきました。

2015 年の国連持続可能な開発サミットにおいて定められた「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「人や国の不平等をなくそう」など、17 の国際目標を定められました。

このような国際的な人権保護促進の取組がなされてきましたが、不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害等はいまだに存在しています。さらに近年はインターネットの普及による誹謗中傷の増加、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病を理由とした偏見、LGBTQ 等の性的マイノリティへの人権侵害等が課題となっています。

本市においては、平成 23 年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故 (以下「原発事故」という。) により多くの尊い命が失われ、また、多数の市民が市外への避難を強いられました。市や市民に対し全国から温かい支援が寄せられた一方、原発事故の被災者がいわれのない偏見や差別を受けることもありました。

加えて、東日本大震災以降、近隣自治体から避難してきた方、国内外から復旧・復興に携わる方、新たな挑戦に挑む方など、新たに多くの方々が生活を営んでおり、本市の復興を更に進めていくためには、お互いを理解し、尊重しあう意識の醸成が重要となっています。

このことから、市は不当な偏見・差別、人権侵害を認めないと宣言するとともに、市民一人ひとりが日本国憲法の定める基本的人権の尊重を改めて認識し、個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりそい、心をはぐく

み、家族や友人、地域の全ての人とともに、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、不当な偏見・差別、人権侵害を根絶するとともに、市民の人権の尊重の理解を深め、全ての人がお互いを思いやる人権意識の土壌と基盤づくりを醸成し、多様性を互いに認め合い、ともによりよい、心をはぐくみ、全ての市民の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1)市民 市内に住所を有する者、市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者

(2)事業者 市内に事務所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人、団体

(基本理念)

第3条 この条例は、第1条の目的達成するため、次の各号に掲げる事項を基本理念とする。

(1)性別、年齢、障がい、人種、民族、国籍、信条、性的指向、性自認、その他の事由を理由とした、不当な差別や人権侵害を認めない。

(2)全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重される。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、市民によりよい必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 市は、人権施策を推進するに当たっては、市民、国・県及び市内事業者との連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、地域、学校、職域その他様々な場や機会において互いに認め合い、不当な差別が行なわれないよう努め、人権意識を高めるとともに、市が実施する人権に関する施策の推進に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、人権に配慮し、不当な差別の解消に努め、事業活動に関わる人の人権を尊重する心をはぐくむとともに、市が実施する人権に関する施策の推進に協力するものとする。

(人権教育)

第7条 市は、家庭、地域、学校、職域その他様々な場における様々な人権問題

について正しい理解を深めるための人権教育の推進を図るものとする。

(人権啓発)

第8条 市は、市民、事業者到人権に対する理解と意識の向上を図るため、メディア等を活用した人権啓発を行うものとする。

(相談・支援体制)

第9条 市は、差別その他の人権侵害による被害者(以下「被害者」とする。)のための相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、国・県、市民及び事業者と連携し、被害者の支援に必要な支援体制の強化を図るものとする。

(人材の育成・確保)

第10条 市は、国・県と連携し、市職員、相談員、教職員及び医療・福祉関係者等に対し研修を行うことにより、被害者の支援体制強化に必要な人材の育成、確保に努めるものとする。

(人権施策基本方針の策定)

第11条 市は、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権施策基本方針を策定する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。